

金融商品取引業に係る事業の一部の譲渡の公告

2025 年 4 月 30 日

東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 3 号
株式会社フージャースキャピタルマネジメント
代表取締役 藤井 幸雄

当社は、サヴィルズ・アセット・アドバイザーズ株式会社（住所 東京都千代田区有楽町一丁目 5 番 2 号）に対して当社の投資運用業および投資助言・代理業に係る事業である、不動産又は当該不動産を信託財産とする信託受益権を対象とするアセットマネジメント事業の一部を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は 2025 年 6 月 1 日です。

以上